

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課）

制 度 名	同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度への加入			
税 目	所得税、法人税、相続税			
要 望 の 内 容	<p>同居の親族のみを使用する事業に使用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中小企業退職金共済法（以下「中退法」という。）上の「従業員」として取り扱うこととすることに伴い、これらの者についても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被共済者のために支出した掛金について、必要経費に算入すること。 ○ 退職金を一時金として受け取ったときは退職所得控除、分割して受け取った場合は公的年金等控除とすること。 <p>等、現在中退法上の「従業員」として取り扱われている者と同様の税制措置を認めること。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">減収見込額 （平年度）</td> <td style="text-align: center;">▲ 7 8 0 百万円 （ - ）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	▲ 7 8 0 百万円 （ - ）
減収見込額 （平年度）	▲ 7 8 0 百万円 （ - ）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまで、中小企業退職金共済制度が適用されるものとして取り扱われる「従業員」の範囲については、労働基準法等が適用される労働者の範囲と同様であると整理されてきたところであるが、中小企業を含む雇用・経済情勢が特に悪化し退職後の従業員の生活保障の重要性が改めて認識される中で、現在加入対象とされていない者の中に中退法の加入対象者とされている「従業員」と同様の働き方をする者が少なくないとの指摘があること等を踏まえ、「中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲に関する検討会」において、今年 4 月以降、中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲に関して検討を行ったところ、同居の親族のみを使用する事業に使用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中退法上の「従業員」として取り扱うことが適当であるとされた。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う退職金制度に基づいて、その被共済者のために支出した掛金については必要経費に算入することとされているとともに、退職金を一時金で受け取ったときは退職所得控除、分割して受け取ったときは公的年金等控除が認められている。</p> <p>今般、新たに中退法上の「従業員」として取り扱われる者についても、これまで「従業員」として取り扱われてきた者と同様の税制措置を認めることは妥当である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	基本目標Ⅲ：労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標4：勤労者生活の充実を図ること 4-2：豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
	政策の達成目標	中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること
	租税特別措置の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	